



戦後生まれの世代が多くを占めるようになり、核兵器がもたらした「広島」「長崎」の悲劇が次第に薄れようとしています。

しかし、国際社会ではいまだ核兵器が存在し、民族間の紛争や戦争、テロなどによって多くの人が犠牲になり、人々の平和な営みが阻害されています。核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現は、私たちの切なる願いです。

八幡市は、昭和57年に京都府内の市で初めて「非核平和都市宣言」を行いました。この宣言は、暮らしの原点である自治体が率先し、核兵器の廃絶と軍備の縮小を強く訴え、広く全国へ広がってほしいと願っています。

時の流れとともに忘れ去られようとしている戦争の悲惨さと平和の尊さを次代へ語り継いでいくことが必要です。市では、非核平和都市推進協議会（ピース八幡）とともに、平和推進事業に取り組みんでいます。

私たちが平和に暮らすこの日本にも、かつて戦争の時代がありました。日本中のまちが炎上し、焼け野原になって、多くの尊い命が犠牲になりました。なかでも広島、長崎には原子爆弾が投下され、まちは一瞬にして壊滅的な状況となったのです。あれから63年、風化させてはならない当時の記憶をこれからも受け継いでいくために、八幡市では「平和への取り組み」を進めています。

私たちが平和に暮らすこの日本にも、かつて戦争の時代がありました。日本中のまちが炎上し、焼け野原になって、多くの尊い命が犠牲になりました。なかでも広島、長崎には原子爆弾が投下され、まちは一瞬にして壊滅的な状況となったのです。あれから63年、風化させてはならない当時の記憶をこれからも受け継いでいくために、八幡市では「平和への取り組み」を進めています。

世界平和を願って



平和大使を ヒロシマに派遣

被爆地「ヒロシマ」で平和について学び、感じたことを八幡の地で伝える平和大使が、8月5日に八幡を出発して同6日の広島平和記念式典に参加します。今年も、市内中学校の各校代表2人からなる計8人らが市民から託された平和の折り鶴を「原爆の子の像」に捧げます。また、広島平和記念資料館の見学や原爆被爆者の体験談などを聞き、全国から集まる人々とともに戦争の悲惨さや平和の尊さを学びます。

平和の願いが込められた折り鶴を広島に届ける平和大使ら（7月15日、市役所）

折り鶴7万羽に

平和の願いを折り鶴に込めて広島や長崎へ届けようと、市民の皆さんから折り鶴を募ったところ、7月25日現在で約7万羽が集まりました。ありがとうございました。

「ヒロシマ平和大使報告会」開催

8月24日
午前10時から

8月24日午前10時から、松花堂美術館で「ヒロシマ平和大使報告会」を開催します。

平和大使たちがヒロシマで感じた平和への熱い思いを市民の皆さんに伝えるほか、同美術館で平和大使らが撮影した写真を展示します。
◆問い合わせ 人権啓発課（☎981-3127）

冥福と平和を願う 1分間の黙とうを

- ◆終戦の日、同15日正午
 - ◆長崎被爆の時、同9日午前11時2分
 - ◆広島被爆の時、8月6日午前8時15分
 - ◆長崎被爆の時、同9日午前11時2分
- 終戦から今年で63年を迎えました。原爆死没者の慰霊並びに戦争犠牲者の冥福を祈り、併せて世界恒久平和の実現を祈念するため、1分間の黙とうをお願いします。

祝 北京五輪出場 八幡市出身 松永鉄也さん



今月、中国で行われる北京オリンピックのセーリング競技（470級）に、日本代表で八幡市出身の松永鉄也さん（29）が写真が出演します。市では懸垂幕などを掲げて応援することも松永さんの活躍を期待しています。

松永鉄也さんの話
「いつかオリンピックに出られたらいいなあ」。子どもの頃の淡い夢が現実……。多くの方々のサポートを受けて日本代表になる事ができました。皆さんの力をアラスカにメダルが取れるよう楽しんでます。生まれ育った八幡から、我々のチームに力を与えていただけてますよう応援をよろしくお願いたします。

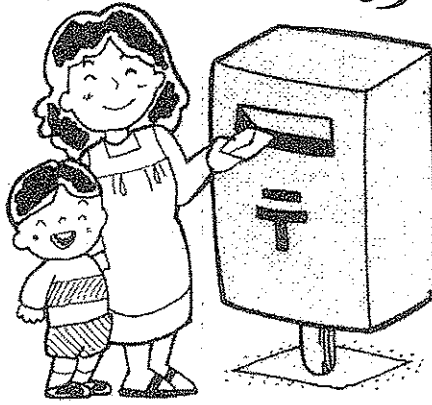
今月の主な内容

ようこそ市長室へ～市民の声	2面
奈良時代の大規模建物跡	3面
市役所の窓口が一部変更	4面
すべての人が輝く社会	5面

情報ひろば・あなたも一言	6・7面
子育て・相談・生活・図書館	8・9面
保健医療・福祉（健康診査・予防接種）	10・11面
まちの話題（市消防団・太鼓まつり・リュウゼツラン・「ゆう八幡」全国へ）	12面

ようこそ市長室へ～市民の声

あなたの意見・提案を



8月から「市民の声」が「ようこそ市長室へ」市民の声」として新しくスタートします。これからのまちづくりを市民の皆さんとともに進めるため、まちづくりに関する意見や提案を市長にお寄せください。個別に回答はできませんが、必ず市長が読まさせていただきます。市政運営の参考にさせていただきます。また提案の内容や市の考えなどは、広報紙やホームページで紹介いたします。

「市民の声」は、市役所

をはじめ、公民館など、主な公共施設に置いてある専用紙(送料無料)を利用いただくか、市のホームページから電子メールでもお送りいただけます。なお必ず、名前・住所・電話番号・年齢をご記入ください。

◇◇◇

市役所1階の案内コーナー

行財政改革検討懇談会は傍聴することができます

市では行財政改革検討懇談会を開催します。懇談会は傍聴していただくことができますので、傍聴を希望される人は会場までお越しください。

懇談会は、平成19年度から平成21年度を期間とする第4次行財政改革実施計画の進捗状況等について、意見をいただくために設置されています。今年3月の初

市では行財政改革検討懇談会を開催します。懇談会は傍聴していただくことができますので、傍聴を希望される人は会場までお越しください。

懇談会は、平成19年度から平成21年度を期間とする第4次行財政改革実施計画の進捗状況等について、意見をいただくために設置されています。今年3月の初

めに8月1日から設置する「市長への意見箱」(仮称)の名称を募集したところ、55件の応募がありました。現在、選考委員会での名称選考中です。「市民の声」とあわせ、ご意見箱へのご意見もお待ちしています。

◇◇◇

◆問い合わせ 秘書広報課

委員を募集

住宅基本計画を策定します

市では、9月に設置を予定している「八幡市住宅基本計画策定委員会」の委員を募集します。

▽募集期間 8月1日(金)から8月18日(月)まで

▽募集人数 3人程度

▽応募資格 市内在住・在勤の満20歳以上70歳未満(9月1日現在)の人で、原則平日の昼間に開催される会議(任期中5回以内)に出席できる人(市が設置している他の審議会等の市民公募委員を除く)

▽応募方法 住宅や男山団地などをテーマに800字以内の小論文を作成し、住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、8月18日の

アンケート調査に協力を

南北線路線バス試行運行

市の南北軸としての直行便が無いJ.R松井山手駅と京阪八幡市駅とを結ぶ民間路線バスの年内試行運行の実施に向けて、利用者数の推定および試験運行実施評価のため、沿線地域にお住まいの人へのアンケート調査を9月に予定しています。アンケート用紙が届きましたら、ご協力をお願いします。

◆問い合わせ 管理・交通課

火災・救急統計

消防本部 ☎981-4119			
20年1月～6月累計 ()内6月分		昨年同期累計	
火災出動	6件 (1件)	15件	
火災以外の出動	88件 (18件)	75件	
救急出動	1482件 (241件)	1581件	
搬送人員	1408人 (229人)	1500人	

組織改正に伴う人事異動を実施

市は7月22日付けで、組織の改正に伴う人事異動を行いました。異動規模は352人です。組織改正を除く実質的な異動は75人です。危機管理体制の強化、女性の登用を図るなど、新組織に合わせ適材適所の職員配置を行いました。(組織改正は4面に掲載) 課長以上の主な異動は次のとおりです。

【部長職】

▽市民部長 福田和規

▽福祉部長 藤原和規

▽保健部長 堀口文昭

▽政策推進部長 秘書広報課長事務取扱 西脇居

▽総務部長 秘書課長事務取扱 副危機管理監 福田好男

▽同次長 兼選挙管理委員会事務局長(副危機管理監) 島田勲夫

▽市民部長(人権啓発課長事務取扱、南ヶ丘保健館長事務取扱) 松下紀子

▽環境経済部次長(商工観光課長事務取扱) 井上種三

▽福祉部次長(障がい福祉課長

事務取扱) 河上高志

▽健康部長(高齢介護課長事務取扱) 長村敏弘

▽同次長(保険料収納課長事務取扱) 出口修

【課長級】

▽政策推進課長 次木章

▽秘書広報課長 大東康之

▽同主幹 西口幸範

▽総務課長 北川正文

▽市民課長 柏木修介

▽市民課主幹 藤田三千雄

▽環境保全課長 和田康弘

▽環境事務所副所長 谷嶋正秀

▽環境業務課長 村松昭男

▽同主幹 奥村栄一

▽同主幹 新谷清一

▽農業振興課長 藤井武夫

▽同主幹 水谷正史

▽福祉総務課長 柳川幸雄

▽障がい福祉課長 澤井信子

▽子育て支援課長 上林敏哲

▽同主幹 梶原昌代

▽同主幹 黒川圭子

▽同主幹 西村学

▽南ヶ丘児童センター 館長 兼南ヶ丘教育集会所館長 荻野朝規

▽国保医療課長 木村康博

▽保険料収納課長 岡本義夫

▽計画・公園課長 山本友孝

▽まちづくり推進課主幹 福田賢一

▽消防総務課長 鳥原弘久

▽同主幹 池田忠重

▽生涯学習センター主幹 安田巧一

8月7日の正午に打ち水大作戦

市では8月7日の正午、市役所や市内の公共施設で「打ち水大作戦2008inやわた」を実施します。打ち水大作戦は、環境問題や省エネルギーについて考える「きっかけ作り」を目的に、打ち水大作戦本部(NPO法人日本水フォーラム内)が全国に呼びかけた取り組みです。



風呂の残り水や雨水を使って打ち水を実施

打ち水は昔から夏に涼を得る生活の知恵として知られています。市民の皆さんもこの夏、自宅周辺で打ち水をしてみませんか。

◆問い合わせ 環境保全課

市民委員を募集

バリアフリー基本構想

市では「八幡市バリアフリー基本構想検討協議会」(仮称)の市民委員を若干

松本議員が逝去

松本昭昌市議会議員が7月23日(金)逝去されました。故松本議員は平成11年4月に市議会議員に初当選され、現在3期目です。これまで副議長、議会運営

委員等を歴任され、現在は総務常任委員長として市政の発展に貢献されてきました。

市と市議会は故松本議員のご逝去を悼み、謹んで故人のご冥福をお祈りします。

名、募集します。

▽応募資格 市内在住の20歳以上の人

▽募集期間 8月29日(金)まで(必着)

▽応募方法 「バリアフリー」をテーマにした小論文(400字詰め原稿2枚程度)と簡単な履歴書(氏名・住所・年齢・職業・連絡先電話番号)を提出してください。なお提出された書類は返却できません。

▽任期 平成20年9月5日～平成22年3月末日

▽開催数 年4・5回程度(1回約2時間)。今年度は2回程度開催を予定しています。

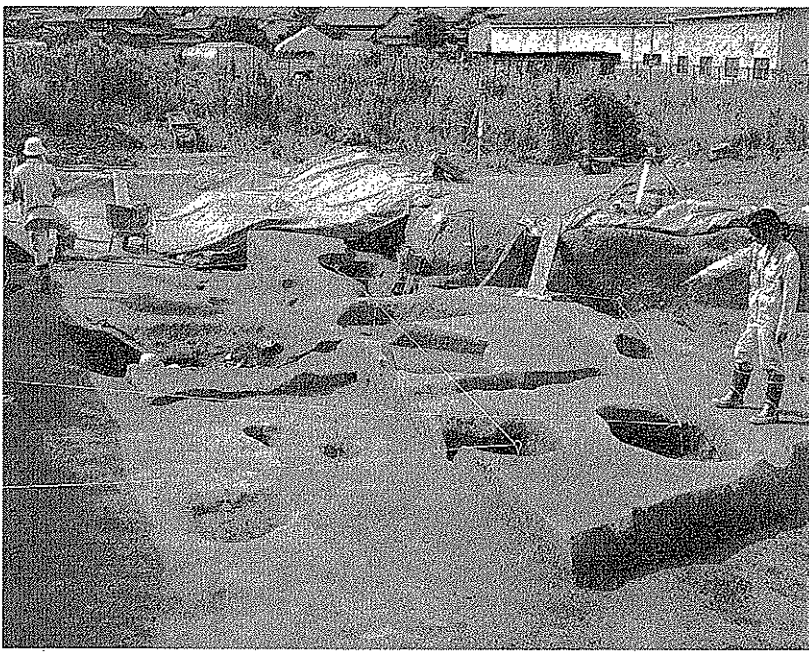
◆問い合わせ まちづくり推進課

奈良時代の大規模建物跡

市教委は松花堂美術館の北側(八幡女郎花)、女郎花遺跡内でこのほど見つかった奈良時代から平安時代前期のものと思われる大規模掘立柱建物跡の現地説明会を7月5日、行いました。

女郎花遺跡から出土

発見された建物は3棟で、遺跡内に重複して見つかりました。最初に建てられた建物は梁間2間、桁行3間以上の東西棟です。次の建物は梁間2間、桁行



女郎花遺跡で見つかった掘立柱建物跡

き3間の南北棟で、地形に合わせて建てられていました。さらに南北棟から北へ数メートル離れた南北棟と類似の建物跡が見つかりました。柱の掘形は直径約1メートルあり、市内では古代寺院跡でしか見られない規模といえます。東西棟は奈良時代の中ごろに使用され、他の

建物には奈良時代後半から平安時代前期ごろに使用されたものと考えられます。以前の調査で、隣接地に奈良時代の倉庫とみられる建物跡も出土しており、今回発見された建物は、規模からみても当地で勢力を持っていた豪族の居館跡と考えられます。

介護者、要介護者ともに市内在住で継続して1年間、介護保険のサービスを利用せずに家族を在宅で介護している人に、慰労金10万円(年1回)を支給します。対象者は在宅で常時、直接介護している3親等内の親族で次の要件をすべて満たす人です。

国保医療課からのお知らせ

●高齢受給者証を交付
国民健康保険に加入している昭和8年8月2日以降に生まれた70歳以上75歳未満の人に高齢受給者証を交付します。8月1日以降、医療機関で診療を受けるときは、国民健康保険証とともに高齢受給者証を窓口提示してください。

●長寿医療制度(後期高齢者医療制度)開始に伴う経過措置
今回「3割」(現役並み所得者)と判定された場合で、同一世帯内に長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に移行された人(旧国保被保険者)がいるときは、旧国保被保険者も含めた収入の合計が520万円未満の場合には申請により、医療費が高額となったときの自己負担限度額が「現役並み所得者」ではなく「一般」となります。

●介護保険の特別徴収を開始
65歳以上の国保被保険者で次の人は、保険料の特別徴収(年金天引き)を10月から開始します。

●介護保険の特別徴収を開始
65歳以上の国保被保険者で次の人は、保険料の特別徴収(年金天引き)を10月から開始します。

●介護保険の特別徴収を開始
65歳以上の国保被保険者で次の人は、保険料の特別徴収(年金天引き)を10月から開始します。

木造住宅の耐震改修

申請で工事費を助成

市では「八幡市建築物耐震改修促進計画」に基づき、一定の条件を満たした木造住宅の耐震改修工事について、設計および工事費の2分の1(60万円を限度)を助成します。

住宅です。
①昭和56年5月31日以前に着工され完成している住宅
②2分の1以上が住宅の用に供されている住宅③1ヘクタールに30戸以上の住宅が建築されている区域に建てられている住宅④平成17年度～19年度に木造住宅耐震診断士の診断を受け、評価1・0未満と診断された住宅

●募集数 5戸
●申請書類 ①申請書(市様式)②耐震改修工事等の見積書③平成17年度～19年度の耐震診断結果書と建築物の全部事項証明書(写し)④改修後の建築物の総合判定(建築士の記名、捺印のあるもの)⑤市税の納税証明書(申請前3カ月以内に交付されたもの)

●申請書類 ①申請書(市様式)②耐震改修工事等の見積書③平成17年度～19年度の耐震診断結果書と建築物の全部事項証明書(写し)④改修後の建築物の総合判定(建築士の記名、捺印のあるもの)⑤市税の納税証明書(申請前3カ月以内に交付されたもの)

●申請書類 ①申請書(市様式)②耐震改修工事等の見積書③平成17年度～19年度の耐震診断結果書と建築物の全部事項証明書(写し)④改修後の建築物の総合判定(建築士の記名、捺印のあるもの)⑤市税の納税証明書(申請前3カ月以内に交付されたもの)

●申請書類 ①申請書(市様式)②耐震改修工事等の見積書③平成17年度～19年度の耐震診断結果書と建築物の全部事項証明書(写し)④改修後の建築物の総合判定(建築士の記名、捺印のあるもの)⑤市税の納税証明書(申請前3カ月以内に交付されたもの)

●申請書類 ①申請書(市様式)②耐震改修工事等の見積書③平成17年度～19年度の耐震診断結果書と建築物の全部事項証明書(写し)④改修後の建築物の総合判定(建築士の記名、捺印のあるもの)⑤市税の納税証明書(申請前3カ月以内に交付されたもの)

●申請書類 ①申請書(市様式)②耐震改修工事等の見積書③平成17年度～19年度の耐震診断結果書と建築物の全部事項証明書(写し)④改修後の建築物の総合判定(建築士の記名、捺印のあるもの)⑤市税の納税証明書(申請前3カ月以内に交付されたもの)

●対象建物 次の①～⑤のすべてを満たす市内の木造

●対象建物 次の①～⑤のすべてを満たす市内の木造

●対象建物 次の①～⑤のすべてを満たす市内の木造

●対象建物 次の①～⑤のすべてを満たす市内の木造

●対象建物 次の①～⑤のすべてを満たす市内の木造

●対象建物 次の①～⑤のすべてを満たす市内の木造

●対象建物 次の①～⑤のすべてを満たす市内の木造

●対象建物 次の①～⑤のすべてを満たす市内の木造

エコバッグが当たる 八幡おおきにデー

商工業の振興を図るため、8月から市内の商工業者が毎月8日に消費者感謝デー「八幡おおきにデー」を行います。スタートイベントは、8月8日から10日の3日間、のほりを

立ちた協賛店でエコバッグが当たるスクラッチカードによる抽選を行います。

◆問い合わせ 八幡市商工会 (☎981-0234)

クーラー機能付きのエコバッグ

障がい福祉課からののお知らせ

NHK放送受信料の減免
NHK放送受信料の免除基準が10月1日、変わります。8月1日から事前受付を開始しますので手続きをお願いいたします(既に減免を受けている人は手続き不要)。

【免除基準】
▽全額免除の要件
○公的扶助受給者または障がい者手帳を持つ人がいる世帯で世帯の構成全員が市民税非課税の場合
▽半額免除の要件
○世帯主が視覚・聴覚障がい者または重度の障がいがある場合
○世帯主が戦傷病者手帳を持ち障がいの程度が重度である場合
▽必要書類 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳、印鑑
◆提出先・問い合わせ 障がい福祉課

分の1を超えない人等
※現在、口座振替で納付されている人は、平成20年7月の国民健康保険法施行令の改正により、保険料を完納(直近2年間)されている場合、申請により口座振替を継続することができま

より口座振替に切り替えることができます(申請が必要)。国保医療課におたずねください。

●長寿医療(後期高齢者医療)保険料の軽減割合を拡大
長寿医療(後期高齢者医療)保険料の軽減割合が拡大されます。

平成20年度の均等割額が7割軽減の世帯の人は、8・5割軽減となります。また賦課の基となる所得金額が58万円以下の人は所得割額

7月に組織機構を改正 市役所の窓口が一部変更

市役所1階(①~⑬)・2階(⑭~⑳)

部等名	課等名	業務内容
政策推進部	政策推進課⑮	総合計画/広域行政/統計/行財政改革/事務改善/行政評価/組織
	秘書広報課⑭	市長・副市長秘書/市の後援/コミュニティ・自治振興/国内外友好交流/広報/ホームページ/広聴/市民相談、行政相談/情報公開/個人情報保護
総務部	財政課	条例、規則/予算編成、執行管理/市債/財政計画
	総務課⑰	庁舎管理/物品/文書管理/契約/工法、設計審査/入札/国民保護/危機管理/防犯/防災
市民部	市民課⑤	個人市府民税/所得証明・課税証明(住民税決定証明)・非課税証明/法人市民税/事業証明/軽自動車税/廃車証明
	資産税課⑥	固定資産評価/固定資産税/都市計画税/特別土地保有税/固定資産に関する各種証明
	納税課④	市税の徴収/滞納整理/納税証明
	市民課③	住民基本台帳/印鑑登録、印鑑証明/地域窓口/戸籍/住民異動に係る諸統計/外国人登録/国民年金/福祉年金(人権啓発課)※
環境経済部	環境保全課⑳	環境保全対策・啓発/公害/動物飼養管理
	環境業務課	廃棄物減量、再資源化/廃棄物・再資源物の収集
	農業振興課㉔	農業/林業/農業用水、排水対策/流れ橋交流施設
福祉部(福祉事務所)	福祉総務課⑦	民生児童委員/学区福祉委員会/戦傷病者、戦没者遺族援護/災害援護/バリアフリー
	障がい福祉課⑧	障がい児・者福祉(身体・知的・精神)/障がい者施設
	子育て支援課⑱	児童館/放課後児童/児童、児童扶養手当/特別児童扶養手当/助産/母子・父子福祉/家庭児童相談室/保育所/子育て支援センター/幼稚園
	保護課⑬	生活保護
健康部	高齢介護課⑨	介護保険/介護認定審査会/高齢者の生きがい推進/在宅生活支援/地域包括支援センター
	健康推進課⑩	保健・予防/休日応急診療所、母子健康センター/食品衛生/食生活改善
	国保医療課⑫	国民健康保険/日雇特例保険/後期高齢者医療/子育て支援医療、福祉医療
都市整備部	保険料収納課⑪	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料および介護保険料の徴収/未収金対策
	計画・公園課㉒	都市計画/土地の利用、規制/街並み景観/開発、宅地造成工事・建築等の指導/公園等/緑地保全、緑化推進
	管理・交通課㉑	官有地境界等の明示/屋外広告物/交通安全対策/自転車等放置防止/コミュニティバス等公共交通
	道路河川課㉓	道路、橋りょう/街路灯/交通安全施設/河川/放生川再生/雨水計画
	まちづくり推進課㉔	幹線道路、街路計画の整備/まちづくり啓発、支援/バリアフリー基本構想
	住宅課⑲	住宅耐震/公営住宅、改良住宅の入・退去/公営住宅、改良住宅の整備、営繕、維持管理
	会計課①	現金の出納、保管/決算/指定金融機関

※人権啓発課は南ヶ丘隣保館(八幡軸63)。

市役所3階

議会事務局	正・副議長秘書/本会議/各委員会/議案、請願、陳情等の取扱/議決証明/議会広報/ホームページ
-------	--

市役所4階

総務部	IT推進課	電算室、電算機等運用管理/情報ネットワーク/地域情報化/情報システムセキュリティ対策
教育部	教育総務課	教育委員会/教育施設の設置、廃止・新築、維持管理等
	社会教育課	市教委の後援/青少年教育/家庭教育/人権教育/社会教育団体/文化施設/社会体育、レクリエーション/スポーツ事業/文化財保護/埋蔵文化財
	学校教育課	児童、生徒の就学/就学奨励/学校給食/教育指導・相談

分庁舎

上下水道部	水道総務課	上下水道の供用の開始、中止/検針/料金
	水道工務課	給水装置/配水管の維持管理/上水道の取水、浄受水、送水、配水施設の運転管理/水質管理
	下水道課	下水道施設維持管理/水質監視/下水道施設の建設整備

消防庁舎(八幡植松19-1)

消防本部	消防総務課	コミュニティ消防(防災)センター/市民防災広場/消防団
	予防課	火災予防/女性防火推進隊/防火推進連絡会/危険物安全協会/自主防災組織/危険物規制
	消防署	通信指令室 警備一課 警備二課

女性相談の窓口を移設「一人で悩まず相談してください」

市役所で開設していましたが、女性相談は、7月22日から南ヶ丘隣保館で実施しています。

女性にかかわるDVや離婚、人間関係などの相談を女性問題アドバイザー

が面接や電話(☎983-1784)相談によりお聴きしています。相談は無料。お気軽にご相談ください。

▽相談日時 月～金曜日(祝日を除く) 午前10時～午後5時

第4次総合計画に基づき、まちづくりを積極的に推進する組織とするため7月22日、組織機構の改正を行いました。改正により市長部局は6部3室所33課から7部1室所29課になりました。

組織機構の主な改正内容

市民参画・市民協働推進体制の強化

また組織改正に伴い市役所の1階、2階の配置が一部変更となりました。市役所にお越しの際は、庁舎内の案内板をご覧になるか市職員にお尋ねください。

第4次総合計画実現のキーワードである市民参画・市民協働に積極的

未収金対策に積極的に取り組むため、副市長を未収金対策推進本部長とし、体制を強化するとともに事務局を保険料収納課に置きました。

未収金対策に積極的に取り組むため、副市長を未収金対策推進本部長とし、体制を強化するとともに事務局を保険料収納課に置きました。

未収金対策に積極的に取り組むため、副市長を未収金対策推進本部長とし、体制を強化するとともに事務局を保険料収納課に置きました。

未収金対策に積極的に取り組むため、副市長を未収金対策推進本部長とし、体制を強化するとともに事務局を保険料収納課に置きました。

未収金対策に積極的に取り組むため、副市長を未収金対策推進本部長とし、体制を強化するとともに事務局を保険料収納課に置きました。

未収金対策に積極的に取り組むため、副市長を未収金対策推進本部長とし、体制を強化するとともに事務局を保険料収納課に置きました。

未収金対策に積極的に取り組むため、副市長を未収金対策推進本部長とし、体制を強化するとともに事務局を保険料収納課に置きました。

未収金対策に積極的に取り組むため、副市長を未収金対策推進本部長とし、体制を強化するとともに事務局を保険料収納課に置きました。

未収金対策に積極的に取り組むため、副市長を未収金対策推進本部長とし、体制を強化するとともに事務局を保険料収納課に置きました。

未収金対策に積極的に取り組むため、副市長を未収金対策推進本部長とし、体制を強化するとともに事務局を保険料収納課に置きました。

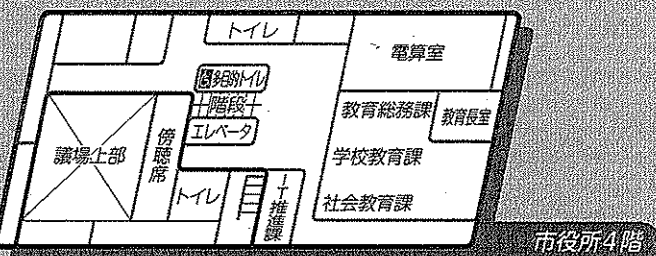
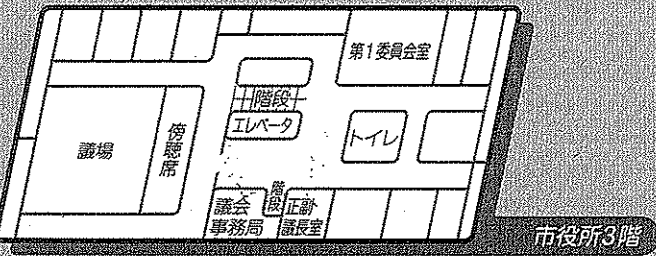
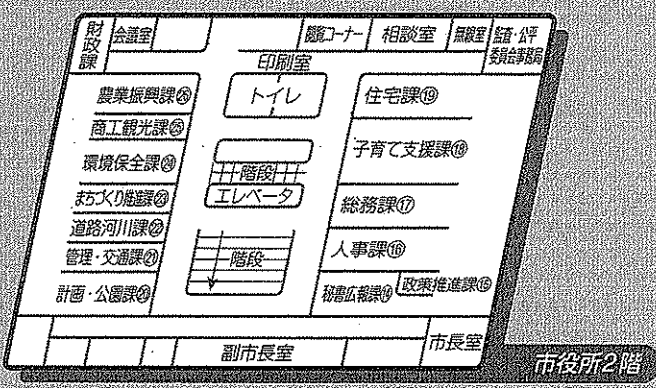
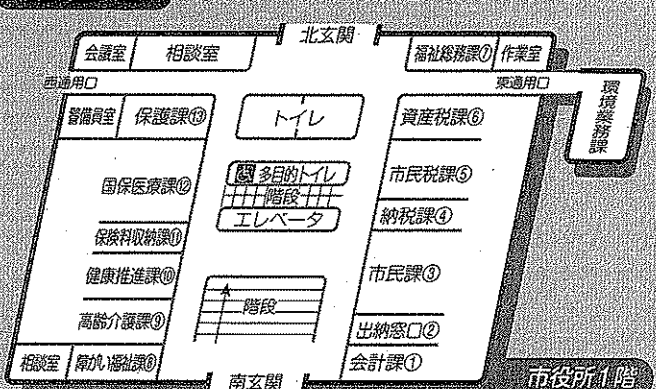
未収金対策に積極的に取り組むため、副市長を未収金対策推進本部長とし、体制を強化するとともに事務局を保険料収納課に置きました。

未収金対策に積極的に取り組むため、副市長を未収金対策推進本部長とし、体制を強化するとともに事務局を保険料収納課に置きました。

未収金対策に積極的に取り組むため、副市長を未収金対策推進本部長とし、体制を強化するとともに事務局を保険料収納課に置きました。

未収金対策に積極的に取り組むため、副市長を未収金対策推進本部長とし、体制を強化するとともに事務局を保険料収納課に置きました。

配置図



※市役所3階(議会事務局)・4階(教育部)、分庁舎(上下水道部)の窓口の変更はありません。

世界人権宣言60周年を迎えて

市では、皆さんに人権問題を身近に感じ、考える機会としてさまざまな啓発活動を実施しています。今年には世界人権宣言が公布されて60年目。今回は財団法人世界人権問題研究センター所長の安藤仁介さんに世界人権宣言について寄稿いただきました。一人ひとりの人権が尊重される豊かな社会を築くため、みんなで人権について一緒に考えてみましょう。

◆問い合わせ 人権啓発課(090-1-3127)

すべての人が輝く社会

(財)世界人権問題研究センター所長

安藤仁介さん 寄稿



安藤仁介(あんどう・にすけ)
1935年、京都府生まれ。日本人として国際人権規約に基づく規約人権委員会にはじめて選ばれ、委員長も経験。専攻は国際法で、著書論文多数。現在、京都大学名誉教授、(財)世界人権問題研究センター所長。

平和への願い 世界人権宣言

今年、1948年12月10日に世界人権宣言が国連総会で採択されたから、ちょうど60年目にあたります。そこで、まず、この宣言がなぜ採択されたのか、また、そこにはどんな人権が定められているのか、を考えてみましょう。

国際連合という組織は、実は第二次世界大戦に対する反省から誕生しました。国際連合の前には、第一次世界大戦後に創られた国際

連盟という組織が存在しました。第一次大戦は人類全体を巻き込んだ大規模な戦争で、それまでにない多数の人が戦争の犠牲になりました。だから、そうした悲劇が二度と起らないように、国と国との争いを防ぐ、国際社会の平和を保つ機関として国際連盟が創設されたのです。しかし国際連盟は、いろいろな原因が重なり合って、第二次大戦が起るのを止めることができず、しかも第一次大戦をはるかに上回る犠牲者を出しました。

第二次大戦は、ドイツ、イタリヤ、日本の3国軍事同盟とそれ以外の諸国との戦いでした。前者は「枢軸国」、後者は「連合国」と呼ばれます。枢軸国に属する3国は、いずれも軍事独裁的な政権で、国内では反対派に対して仮借ない弾圧を加えました。また国際的にも、自国の民族中心的な政策を採り、とくにドイツ

すべての人は 自由で平等

世界人権宣言は「すべての人は、生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等である」と(1条)という有名な規定で始まり、次いで「すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見などによる差別なく、この宣言に定める自由と権利を持つ」と(2条)という無差別・平等の原則をうたっています。この二条文は、人権全体に通じる原則を掲げたものですが、それに続いて参政権(21条)と公正な裁判を受ける権利(8・10・11条)の「手続的人権」、生命身体の安全・奴隷や拷問の禁止・逮捕留置など身拘束の制限(3・4・5条)、移動居住の自由(13条)などの「身体活動の自由」、さらに私生活・プライバシー・家族の保護(12・16条)、思想良心信教の自由(18条)、表現集会結社の自由(19・20条)

国際協調を要請 第二世代の人権

60周年を迎える世界人権宣言は、国連総会において反対なしで採択されましたが、それは世界の国と人びとが達成すべき「目標」を示すものに過ぎず、法的な拘束力はありません。そこで国連では、宣言に法的な拘束力を与えるため、いろいろな人権を「条約」に書き改める作業を進め、1966年には2つの国際人権規約(それぞれ第一世代の人権と第二世代の人権を内

容とする)が、総会で採択されました。現在までに160ほどの国家が国際人権規約の当事国となり、世界人口の7割以上が規約の保護を受けています。これらの当事国は規約を各国内でどのように実施しているかを定期的に報告し、それを規約に基づいて選ばれた規約人権委員会が審査して、問題点を指摘し改善策を勧告します。その際、アジア、アフリカや中南米の途上国は、人権状況に問題が多いとして、批判されがちです。これに対して途上国は、自分たちが国内で第一世代・

第二世代の人権を守るためには、経済的ゆとりが不可欠だが、世界経済は先進国の資本に牛耳られているので、その努力には限界があり、これを克服するために世界経済の構造そのものは先進国の中には、発展のために途上国の国内格差とくに富の配分と社会正義の実現を図らなければならない、と批判する声もあります。しかし第一世代・第二世代の人権を審査する場合、国境を超えた諸条件を検討することも重要ではないでしょうか。その意味で、私たちの人権は国境を越えて、他国や他国民の人権とつながりを持つのです。これを「人権のヨコの広がり」ということができるとしよう。また、人権は世代を超えて、私たちの子供・孫の世代の人権ともつながりを持ちます。たとえば今、世界の関心を集めている「地球温暖化」現象が、私たちの時代以後の世代にまで悪化し、それが将来の世代が地球環境から受ける恩恵を減らし、無にしかねないものであって、文字通り子供・孫の世代の人権を奪うことにつながります。年金問題は、その最近な例でしょう。つまり人権は、ヨコの広がりだけでなく、「タテの広がり」を持っているのです。

このように考えてくると、人権は私たち一人ひとりの身近なところから始まって、国境を越え世代を超えて他の無数の人たちとながらっています。人権はもともと、私たち一人ひとりのものです。しかも私たちは、生まれた時間や場所が違っても、一人ひとり異なる個性・特徴を持っています。ということは、お互いが他人の個性・特徴を認め合い尊重する、つまりみんなが違いを認め合ってともに生きる「共生の文化」を築き上げる必要があるのです。世界人権宣言は「すべての人が、この宣言に定める権利・自由が完全に実現される社会的・国際的な秩序に対する権利を持つ」と(28条)とともに、「すべての人がそれぞれの人格を自由かつ完全に発展させられる社会に対する義務を負う」と(29条)と定めています。これは日本国憲法が「この憲法に定める自由と人権は、国民が絶えず努力して守らなければならない」と述べているのと同じ趣旨です。人権が時・所をこえて人類全体を結びつけ、私たち一人ひとりがそれぞれの個性・特徴を伸ばせるような状況をつくりだせたと、この世界は「すべての人が輝く社会」になることでしょう。

され、最終的にはガス室で殺されたのです。現在ポーランド領にあるアウシュヴィッツ収容所は記念館として保存され、人類が二度と同じ過ちを繰り返さないように訪問者に訴え続けています。

枢軸国に勝利した連合国は、国際連盟に替わる組織として国際連合を樹立しましたが、その目的のなかに「人種、性、言語または宗教に基づく差別なく、あらゆる人の自由と人権を尊重する」などの精神活動の自由、社会保障(22・25条)、労働(23条)、休息(24条)、教育(26条)、文化(27条)などに関する「社会権」を定めています。このうち「手続的権利」と身体的・精神的自由とを「第一世代の人権」、社会権を「第二世代の人権」と呼んで、区別します。第一世代の人権は、個人の活動が国家・公権力に干渉されない自由と

ゆる人の自由と人権を尊重するための国際協力」を加えました。そして「自由と人権の中身」を明らかにする仕事を、総会で選ばれた経済社会理事会の下部機関である「国連人権委員会」に託しました。委員会は精力的に仕事に取り組み、2年後には総会に草案が提出されました。これを総会が検討した結果、1国の反対もなしに採択されたのが世界人権宣言です。

時・所をこえる
人権の広がり

先進国の中には、発展のために途上国の国内格差とくに富の配分と社会正義の実現を図らなければならない、と批判する声もあります。しかし第一世代・第二世代の人権を審査する場合、国境を超えた諸条件を検討することも重要ではないでしょうか。その意味で、私たちの人権は国境を越えて、他国や他国民の人権とつながりを持つのです。これを「人権のヨコの広がり」ということができるとしよう。また、人権は世代を超えて、私たちの子供・孫の世代の人権ともつながりを持ちます。たとえば今、世界の関心を集めている「地球温暖化」現象が、私たちの時代以後の世代にまで悪化し、それが将来の世代が地球環境から受ける恩恵を減らし、無にしかねないものであって、文字通り子供・孫の世代の人権を奪うことにつながります。年金問題は、その最近な例でしょう。つまり人権は、ヨコの広がりだけでなく、「タテの広がり」を持っているのです。

を愛さなければならない。その根拠として彼らは「発展の権利」、つまり一国内の個人と公権力との関係を超えて国際協調を要請する「第三世代の人権」というものを強調するのです。

と、人権は私たち一人ひとりの身近なところから始まって、国境を越え世代を超えて他の無数の人たちとながらっています。人権はもともと、私たち一人ひとりのものです。しかも私たちは、生まれた時間や場所が違っても、一人ひとり異なる個性・特徴を持っています。ということは、お互いが他人の個性・特徴を認め合い尊重する、つまりみんなが違いを認め合ってともに生きる「共生の文化」を築き上げる必要があるのです。世界人権宣言は「すべての人が、この宣言に定める権利・自由が完全に実現される社会的・国際的な秩序に対する権利を持つ」と(28条)とともに、「すべての人がそれぞれの人格を自由かつ完全に発展させられる社会に対する義務を負う」と(29条)と定めています。これは日本国憲法が「この憲法に定める自由と人権は、国民が絶えず努力して守らなければならない」と述べているのと同じ趣旨です。人権が時・所をこえて人類全体を結びつけ、私たち一人ひとりがそれぞれの個性・特徴を伸ばせるような状況をつくりだせたと、この世界は「すべての人が輝く社会」になることでしょう。

▶秋季YAWATA

フレンドリーテニス大会

日時 9月18日(木)午前9時~午後3時(予備日10月2日)
場所 市民スポーツ公園
対象 市内在住・在勤者、または市テニス協会の女性会員・60歳以上の男性会員
参加費 一般700円、会員500円。当日徴収
試合方法 1セット4ゲーム先取でチーム対抗リーグ戦。チーム分けは当日に行います。
申込み ハガキに大会名、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、所属名(会員は所属団体名、一般はフリーと書く)を記入し、〒614-8501社会教育課へ。8月26日(火)必着。定員36人。申込多数の場合は抽選。
問合せ 市テニス協会=白井(☎971-1164)

募集

▶選挙啓発標語を募集します

市選挙管理委員会は府と連携してこれからの選挙に関して使用する啓発標語を募集します。
申込み 9月5日(金)必着で、ハガキまたは封書、ファックスで住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業、電話番号を記入し、〒614-8501選挙管理委員会(FAX982-8018)へ。1人3点以内。※未発表作品に限ります。
表彰 9月中旬に明るい選挙推進協議会にて審査し、入賞者には賞品を贈呈します。
問合せ 選挙管理委員会

▶環境ポスターコンクール
みんなの力作募集中

小学生の描いた絵を通して省エネライフの大切さを多くの人に広める環境ポスターを募集します。
対象者 市内在住の小学生
テーマ マイバッグ、ごみ減量、地産地消、節電節水(この中から選んでください)。画材は自由です。
※優秀作品は、市長賞などの各賞を表彰するほか、市内で環境ポスターとして掲示します。
主催 市環境市民ネット
申込み 9月5日(金)必着で環境保全課まで

▶ふるさと学習館
夏休み企画

夏休みの思い出や自由研究にぜひ参加してください。①「みんなでつくる展示室」②「ワラとワラソウリ」を行います。①は考古展示室のリニューアルに際し展示物を選んで自由にディスプレイ、皆さんと一緒に展示室をレイアウトします。②はワラを幅広く活用していた昔の暮らしを学び、ワラソウリ作りを行います。
日時 ①8月9日(土)午後1時~4時30分②8月23日(土)、24日(日)午前9時30分~正午、午後1時30分~4時
場所 ふるさと学習館
対象者 ①小学4年生以上②小学生以上
募集 ①先着15人②2年前・午後各先着15人(②は8月5日から受け付け)
参加費 無料
申込み 電話でふるさと学習館へ
問合せ ふるさと学習館(☎972-2580)

▶文化・スポーツ賞の
推薦を受付中

市は、「市文化賞」「市スポーツ賞」の推薦を受け付けています。推薦して頂いた人の中から被表彰者・団体を選考し、後日、表彰を行うほか記念の楯を贈り、その栄誉を称えます。
対象 平成19年9月1日~平成20年8月31日の期間に、文化やスポーツの分野で優れた成績を収めたり、その振興発展に貢献した人や団体
表彰 文化賞(功労賞、ジュニア賞)、スポーツ賞(功労賞、優秀選手賞、優秀団体賞、ジュニア賞)
推薦申込み 所定の用紙に必要事項を記入して9月19日(金)までに社会教育課へ。用紙は同課にあります。

▶交通安全書道展への
出展募集

交通安全を目指す書道展です。あなたの書いた1枚で八幡を交通事故のない街にしましょう!
対象者 幼児、小・中学生、一般
課題 とまれ、思いやり、安全確認など交通安全にちなんだ課題
※詳細は直接管理・交通課へ問い合わせてください。
展示日時 9月20日(土)~21日(日)
展示会場 生涯学習センター2階
出品受付 9月4日(木)~5日(金)午後1時~5時に管理・交通課へ持参してください。出品料は無料です(1人1点に限る)。
問合せ 管理・交通課(☎983-5029)

▶ボランティアフェスティバル
フリーマーケット出店募集

日時 10月4日(土)午前10時~午後3時
場所 市役所前広場
出店料 1,000円(1区画3m×1.8m)
募集 先着40店
申込み 8月1日(金)~9月19日(金)まで。ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号、参加人数、販売内容を明記し、〒614-8093八幡三本橋59-9社会福祉協議会へ
問合せ 社会福祉協議会(☎983-4450)

▶ソバの栽培体験者を募集

八幡農業ボランティアの会は、ソバの栽培体験者を募集します。2人以上で1口をお申し込みください。
日時 9月6日(土)=種まき(雨天時は13日)、9月20日(土)~27日(土)=除草・土寄せ(日程中、都合の良い日)、10月中旬=ソバの花見(自由参加)、11月中旬(土)=収穫、12月上旬(日)=そば打ち(お土産付き)
場所 岩田地区の農地
※1口5,000円、募集区画は27区画です(抽選により当選者のみに連絡します)。
申込み・問合せ 8月1日(金)~14日(木)までに電話で四季彩館(☎983-0129)へ
※八幡農業ボランティアの会では会員を募集しています。四季の野菜作りをしてみませんか。詳細は農業振興課もしくは同ボランティアの会=水口(☎982-8708)まで。

▶精神保健ボランティア
養成講座

心の病や精神障がい者に対する正しい理解を深め、精神障がい者の自立と社会参加を支援するボランティア養成講座です。専門科医や作業所施設長の講演、ボランティアグループの活動報告など。
日時 9月19日(金)、26日(金)午後1時30分~4時40分
場所 文化センター
参加費 無料
定員 先着20人
申込み・問合せ 社会福祉協議会(☎983-4450、FAX983-5798)まで

イベント

▶八幡市老人クラブ演芸大会

日時 8月29日(金)午前9時30分~午後4時
場所 文化センター
内容 民舞・ダンス・カラオケ・フラダンス・大正琴・民謡など日頃の練習成果を発表。今年で26回目。
※入場無料。自由にお越しください。
問合せ 老人クラブ連合会事務局(八寿園内、☎983-3868)

今月はまつりをテーマにお聞きしました。

あなたも一言

欽明台西

福盛加寿美さん
秀馬くん



この子はげたが好きで、いつもげたを履いています。冬でもげた、ジーンにもげたです。家には15足のお気に入りのげたがあります。今年小学校の夏まつりなどに浴衣を着て行く予定で、げた運びに目を輝かせています。

八幡山本

ジョナサン・エバンスさん



八幡の太鼓まつりが好きです。日本に来て初めて参加したまつりで、みこしを担ぐ担ぎ手と、みこしに乗る"あぶ手"をしました。あぶ手をした外国人は初めてということでした。すごく気持ちよくて、楽しかったです。素晴らしいまつりですね。

八幡福祿谷

佐野 仁美さん



高校時代の親友4人で宇治の花火大会に行く予定です。今年3月の高校卒業後すぐに就職した2人とは会う機会も減り、4人皆が揃うのは久しぶりです。幼いころ以来の花火大会に皆で集まって行けるので楽しみにしています。

今月のテーマ



八幡市 松花堂美術館
日時 毎週土曜日 午前9時~11時
場所 松花堂美術館
八幡市 生涯学習センター
日時 毎週日曜日 午前10時~正午
場所 やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」
※売り切れの際は、ご容赦ください。
問合せ 農業振興課

情報
ひろば

市役所への問い合わせは
☎983-1111 (代) へ
市の主催・共催・後援のみ掲載

市政情報

▶**児童・特別児童扶養手当**

母子家庭や障がい児を養育している家庭に、児童扶養手当および特別児童扶養手当を支給します。なお両手当とも受給者および扶養義務者の所得による制限があります。

【児童扶養手当】父母の離婚などにより、父と生活をともにできない児童の母、あるいは母に代わってその児童を養育している人に支給。

◆対象となる児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満でおおむね中度以上の障がいがある児童で、次のいずれかに該当する児童。①父母が離婚後、父と生計を同じくしていない児童②父が死亡した児童③父が障がいの状態(基準あり)にある児童④父から1年以上遺棄されている児童⑤父が法令により1年以上拘禁されている児童⑥父の生死が1年以上明らかでない児童⑦婚姻によらないで生まれた児童で、父と生計を同じくしていない児童

◆手当額(月額) 所得に応じて、次のいずれかの額になります。
[全部支給・児童1人]41,720円
なお児童2人目は5,000円、3人目以上は1人増えるごとに3,000円が加算。

[一部支給・児童1人]41,710円～9,850円

【特別児童扶養手当】目や耳、体の不自由な児童、日常生活を制限される程度の病気のある児童、知的障がいや情緒障がいのある児童などを家庭で育てている父母、または父母に代わり、その児童を育てている人に支給。

◆対象となる児童 精神もしくは身体に1級・2級(おおむね中度以上)の障がいがある20歳未満の児童※認定は医師が審査し決定します。

◆手当額(月額、児童1人)
1級=50,750円、2級=33,800円

現在、児童扶養手当および特別児童扶養手当を受給中の人は、次の期間中に現況届および所得状況届を提出してください。

- 児童扶養手当(現況届)
8月1日(金)～9月1日(月)
 - 特別児童扶養手当(所得状況届)
8月11日(月)～9月10日(水)
- 問合せ 子育て支援課

▶**母子家庭対象の半日人間ドック**

対象 府内在住者で65歳未満の母子家庭の母親および寡婦(寡婦の人は国民健康保険加入の被保険者)

受診日 平成20年11月～平成21年3月までの平日の午前中(土・日・祝日、年末年始は除く)

受診会場 京都第一赤十字病院(京都市東山区)

定員 府山城北保健所経喜分室管内で23人(申込多数の場合は同保健所で選定します)

申込み 8月1日(金)～9月5日(金)に子育て支援課へ

▶**「老人医療」に該当する人は医療費の自己負担を軽減します**

65歳以上70歳未満の人で、次の条件①および②に当てはまる人は、老人医療に該当しますので申請してください。

①本人、配偶者および同居の扶養義務者に課せられた平成19年中の所得税が非課税の人

※「扶養義務者」とは直系血族の親族および兄弟姉妹をいいます。(同一地番に同居している人)

②老人世帯(一人暮らし含む)で、下表の所得制限以下の人

※「老人世帯」とは、生計をひとつにする家族が満60歳以上および満18歳の誕生日の後、最初に迎える3月末日までの人で構成されている世帯、または満65歳以上の人と、満18歳から59歳までの身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aを持っている人のみで構成されている世帯です。

扶養数	本人所得額(以下)	配偶者・扶養義務者所得額(未満)
0人	1,595	6,287
1人	1,975	6,536
2人	2,355	6,749
3人	2,735	6,962
4人	1人につき380加算	1人につき213加算

老人医療が適用されると、医療費の自己負担が1割または3割になります(所得金額によっては該当しても3割負担となる場合もあります)。申請の手続きは、健康保険証、印鑑を持参して国保医療課へ。

※所得制限などにより、一度「非該当」となった人は、再度申請が必要です。該当となった人は申請した日の属する月の1日より認定します。問合せ 国保医療課

▶**老人医療の自己負担額を減額**

老人医療受給者証をお持ちの人(満65歳以上70歳未満で一定の条件を備えた人)で、次の条件に当てはまる人は、申請により1カ月の自己負担限度額が減額されます。申請の手続きは、健康保険証、受給者証、印鑑を持参して国保医療課へ。

①低所得Ⅱ…その人の属する世帯の全員が市民税非課税の場合

②低所得Ⅰ…その人の属する世帯の全員が市民税非課税で、かつ世帯員の各所得が必要経費・控除額(年金所得の場合は80万円)を差し引いたときに0円となる場合

問合せ 国保医療課

▶**「高額医療」該当者は申請を**

65歳以上70歳未満の「福祉医療費受給者証」をお持ちの人で、医療機関で医療費にかかる自己負担限度額を超えて支払いをした人は、医療費支給申請書を提出してください。後で自己負担限度額を超えた額をお返しします。なお、この場合の自己負担には、部屋代、食事代などは含まれません。また、ひとつの世帯に同じ受給者証をお持ちの人がいる場合で、どちらかの人が入院した時は、合算して自己負担限度額を適用します。

【1カ月の自己負担限度額】

	自己負担限度額	
	外来(個人単位)【A】	外来+入院(世帯単位)【B】
一定以上の所得がある人	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は超過分の1%を加算(注)
一般	12,000円	44,400円
低所得者	Ⅱ	24,600円
	Ⅰ	15,000円

(注) 過去12カ月に4回以上【B】の限度額を超えた分の支給があった場合、4回目以降は44,400円

申請 月ごとに申請が必要です。受給者証、印鑑、医療機関の発行した領収書、振込先の口座番号の控え(ゆうちょ銀行除く)を持参して国保医療課へ

問合せ 国保医療課

スポーツ

▶**市民総体テニス大会**

日程 ①9月14日(日)=一般男子ダブルス・一般女子ダブルス②9月21日(日)=ミックスダブルス・初中級ミックスダブルス・100歳ダブルス③9月28日(日)=初中級男子ダブルス・初中級女子ダブルス
※時間はいずれも午前9時から、雨天予備日は①10月12日②10月19日③10月26日の各日曜日です。

場所 市民スポーツ公園
対象 市内在住・在勤者、テニス協会会員

参加費 テニス協会会員=3,000円、非会員=3,600円(いずれもダブルス1組)

試合方法 トーナメント方式1セットマッチ(6-6タイブレーク)、コンソレーションマッチあり。

申込み 8月20日(水)までにハガキに大会名、参加種目、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、所属団体(非会員はフリーと記す)を明記し、〒614-8501社会教育課へ。参加費は指定口座(京都銀行男山支店 普通No.681874 八幡市テニス協会 松田美樹)へ振り込む。

抽選会 8月23日(土)午後6時15分～、生涯学習センターで(抽選会に参加費持参で申し込み可)

問合せ 市テニス協会=井上(☎・FAX981-7734)

▶**市民総体ソフトボール大会**

日時 9月7日(日)～28日(日)の毎週日曜日、午前9時～午後5時
場所 男山レクリエーションセンター

参加資格 市内在住・在勤者で構成されたチーム(1チーム9人以上25人以内)

参加費 1チーム5,000円

試合方法 トーナメント方式

申込み 社会教育課備え付けの用紙を8月20日(水)必着で〒614-8371男山雄徳5-17市ソフトボール協会田村まで郵送

抽選会 8月22日(金)午後7時30分から男山公民館にて

問合せ 市ソフトボール協会=藤田(☎981-6496)

▶**市長杯バドミントン大会**

日時 9月21日(日)午前9時～

場所 市民体育館

対象 市内在住・在勤・在学者(小学4年生以上)

参加費 1ペア2,000円(別途登録料1人500円※小・中学生・高校生は無料)

試合方法 男女別のダブルス個人戦(リーグ戦方式)

申込み 9月6日(土)までに電話またはファックスで住所、氏名、年齢、性別、電話番号、バドミントン歴を市バドミントン協会=藤元(☎・FAX 981-9117)へ

問合せ 市バドミントン協会=藤元(☎・FAX 981-9117)へ

▶**健康な身体づくり体験**
しましろう

日時 8月23日(土)午後1時～午後3時30分

場所 文化センター

内容 太極拳、フォークダンス、登山、ゴルフ、3B体操、芯体操等の実技体験と各専門講師による指導

対象 市内在住・在勤者

※参加費無料、申込不要です。直接会場へお越しください。
問合せ 市体育協会レクリエーション連合会=松原(☎981-7075※午後8時～10時)

▶**卓球教室に参加しませんか**

日時 9月6日(土)午前9時～午後3時

場所 男山第二中学体育館

対象 市内在住・在勤者

参加費 1人300円。当日徴収

内容 技術指導など

申込み ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、9月1日(月)までに〒614-8155上奈良城垣内22市卓球連盟=橋(☎983-5670)へ

▶**やわたフィッシングスクール**

日時 9月20日(土)午前10時～午後4時、雨天決行

場所 さくら小学校体育館で講義。この後、近くの釣り堀で実技指導。

対象 市内在住・在勤の親子(小学生以下は保護者同伴のこと)

定員 30人(先着順)

参加費 1人800円(保険代含む)

※昼食は各自で用意ください。釣り道具がない人は事前に申し出てください。

申込み 往復ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号を記入して9月12日(金)必着で、〒614-8501社会教育課まで

問合せ 社会教育課

生活情報センターだより



水道修理サービス・トラブル

【事例】トイレが詰まったので、新聞に折り込まれていたシール広告を見て、24時間受付の水道修理業者を電話で呼んで工事を依頼した。簡単な作業だったのに修理費5万円を請求され仕方なく支払ったが不満だ(60代・女性)

【対処法】トイレや台所、風呂などの水まわりのトラブルが起これば、チラシやシールタイプの広告を出している水道修理サービス業者を呼んだところ、不要な工事まで勧められた、高額料金を請求されたというトラブルが発生しています。

事例のケースは市の指定工事業者から見積もりを取って、妥当と思われる価格を算出し減額交渉をするよう助言しました。「見積も

り、出張費無料」「基本料金5000円」などと広告に書かれていても、それだけで済むとは限りません。電話での依頼時に、いくらぐらい費用がかかるのか、また、来訪時には工事前に見積書を求め、必ず金額等を確認しましょう。

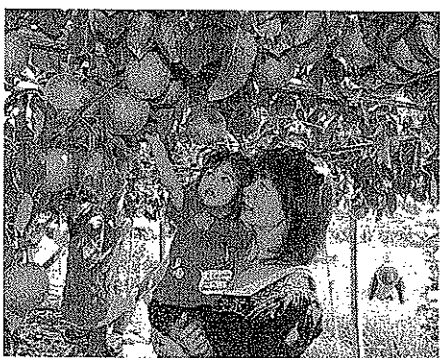
水道や下水道排水設備のトラブルは、市指定業者に直接連絡してください(指定業者名等は市のホームページに掲載)。

休日や夜間で緊急に修繕が必要なとき、指定業者に連絡がとれない場合は美濃山浄水場(☎981-3255)に連絡してください。都市再生機構の賃貸住宅や分譲住宅、府営賃貸住宅はそれぞれの管理事務所等に連絡してください。

生活情報センター(☎983-8400)

短 信

▶やわたのナシ狩



樹からもぎとり、食べ放題です。
日 時 8月17日(日)～9月23日(火・祝)頃

場 所 川口別所のナシ園
入園料 大人1,000円、小人800円
問合せ 八幡梨狩園(☎981-3655)

▶剪定枝チップの実費配布

城南衛生管理組合では、街路樹などの剪定樹木をチップ化し、希望者に実費で配布します。

▽農家等事業者=9月1日(月)～12日(金)<申込受付は8月5日(火)～13日(水)>、奥山リユースセンター(城陽市寺田奥山1)

▽一般市民=9月4日(木)～10日(水)、クリーンピア沢(八幡沢1)他

※料金等詳細は城南衛生管理組合(☎631-0835)まで。

▶振り込め詐欺にご注意!

振り込め詐欺事件は平成16年以降年々減少傾向にありましたが、今年に入り急増しています。なかでも税金の還付金を装う事件が急激に増加しています。被害にあわないために、「すぐに振り込んで」という話には乗らないこと、1人で応対せず家族や警察に相談してください。

問合せ 八幡警察署(☎981-0110)

▶平成20年度自衛官等募集

募集種目 航空学生、一般曹候補生、2等陸・海・空士

受付期間 8月1日～9月10日(2等陸・海・空士(男性)は年間を通じて受け付けています)

※応募資格、試験日など詳しくは自衛隊宇治地域事務所(宇治市広野町西裏100-30コメビル2階、☎0774-44-7139)まで。

▶浄化槽維持管理業者を装った訪問集金詐欺にご注意ください

最近、京都府南部地域で浄化槽維持管理業者を装った訪問集金の詐欺事件が発生しています。被害にあわないために、①浄化槽の維持管理契約に記載された清掃の回数・料金・支払方法等を再度確かめる②浄化槽維持管理業者が訪問した際は、相手の資格や身分証明書の提示を求める③不審な点があれば支払い前に浄化槽の維持管理契約先に確認してください。

問合せ 環境業務課

▶シルバー人材センター パソコン教室

日 時 毎週(月・火・木・金・土)
・午前コース(午前9時30分～正午)
・午後コース(午後1時30分～4時)

※上記の曜日、時間以外の相談も受け付けます。

場 所 シルバー人材センター
コース内容 ①初級～中級②表計算入門③画像処理④動画や音楽メール⑤発表会資料作成⑥自治会・サークルの文書・会計簿・ちらし作成※特別コースは「インターネットを楽しむ」。

受講料 1回2,400円※テキスト代300円。

問合せ 同事務局(☎983-0822)

生 活

▶し尿収集の日程と回収地域

問合せ 城南衛管(☎631-5171)

8月11日(月)、9月4日(木)

川口高原

8月12日(火)、9月5日(金)

科手

8月18日(月)

橋本、土井、高坊、大谷、山柴、千束、垣内山、吉野垣内、吉野、柴座、旦所、山路、森、森垣内、名残、川口浜、川口北浦

8月19日(火)

御馬所、城ノ内、葛蒲池、山本、今田、園内、西島、三本橋、三ノ甲、馬場、双栗、香田、河原崎、五反田、平田、長田、石不動、軸、岸本、東林、松原、広門、植松、女郎花、高畑、神原、三反長、舞台、吉原、渡ル瀬、盛戸、源氏垣外、平谷、柿木垣内、小松、川口(浜、北浦、高原を除く)、長町、樋ノ口、木津川以北

8月20日(水)

清水井、式部谷、隅田口、山下、大芝、男山指月、男山吉井、男山松里、久保田、中ノ山、山田、一ノ坪、砂田、安居塚、福祿谷、月夜田、下奈良、二階堂、戸津、枚方バイパス沿線

8月21日(木)

蜻蛉尻、内里、南山、美濃山

8月22日(金)

里上津屋、浜上津屋、野尻、岩田、上奈良

8月は電気使用安全月間です

見えない所のコンセントこまめに掃除しましょう!

▶不用品情報

○提供

楽器▼アップライトピアノ(無料)

電気▼扇風機(無料) 家具▼折りたたみ座イス(3千円) ▼籐製回転イス(4千円) ▼和ダンス(無料)

その他▼チャイルドシート(2千円) ▼ハイ&ローチェア(無料)

その他▼ハムスター飼育ゲージ(無料) ▼製図板セット(無料)

○希望

楽器△16～18寸自転車△大人用自転車

電気△プリンター△テレビ△ビデオ

用品△双子用A型ベビーカー

その他△ヘルスマーター

問合せ 生活情報センター(☎983-8400)

▶図書館の休館日

図書館は毎週月曜日、28日(木・館内整理日)は休館します。

◆八幡市民図書館(☎982-7322)

◆男山市民図書館(☎982-4123)

▶食用廃油の回収日と地域

問合せ 環境業務課

8月13日(水)

上奈良・下奈良・上区・中区・内里・三区公会堂、石清水ビューハイツ、双栗・五区集会所、川口天満宮前、市役所庁舎東側、南ヶ丘隣保館、八幡御馬所、南山小西側、柿ヶ谷集会所、福祿谷114・166番地

8月15日(金)

長町北・樋ノ口集会所、長町児童公園、長町11番地、橋本公民館、橋本栗ヶ谷26番地、ひつじ・やぎ公園、足立寺史跡公園

※前日に18ℓポリ容器を設置し回収日に持ち帰りますので、回収日の午前8時までに出してください。

NEW BOOK 新着図書紹介

【児童図書】

《科学の本》「すべての犬に里親を! 阪神・淡路大震災1556頭の物語」 今西乃子/著



もし、大地震がおきてあなたが被災した時、あなたの犬がどうなるか考えたことがありますか? もし飼うことが不可能になった時、「他の人ではだめ」「このこは私にしかつかない」では、犬はどうしたらいいのでしょうか。

その言葉は、犬を愛しているがゆえの言葉かもしれませんが、それは人間のエゴです。どうか、社会に愛される犬に育ててください……と今西さんは言います。社会に愛される犬って……? 小学上級くらいから

【成人図書】

石原慎太郎の文学 全10巻

石原 慎太郎

東京島 桐野 夏生

荒野 桜庭 一樹

当たるも八卦の墨色占い 一縮尻鏡三郎一 佐藤 雅美

本物の「大人」になるヒント 曾野 綾子

バーテン・バーテンの夏 レオニード・ツイブキン

猫のパジャマ レイ・ブラッドベリ

千年の祈り イーユン・リーグ

グーグルが日本を破壊する 竹内 一正

古寺巡礼京都 22 新版 仁和寺 佐藤 令宜、草野 満代

京・鎌倉 ふたつの王権(全集 日本史 6) 本郷 恵子

甘粕正彦 乱心の曠野 佐野 真一

北近江の山歩き 西 岳人

文化で旅する京都案内 京都新聞出版センター

田原総一郎への退場勧告 佐高 信

アメリカ狂乱 日高 義樹

【参考図書】

日本国勢図会 2008/09年版

矢野恒太記念会

▶自動車文庫の巡回日程

大雨注意報・警報発令時は運休

30分間停車します

8月8日、29日(金)

南ヶ丘保育園 14:00～

欽明台東(欽明つつじ公園) 14:50～

内里(有都小学校) 15:40～

川口(まつむし児童公園) 16:20～

8月13日(水)

都隣保館 14:10～

美濃山御幸(みゆき南公園) 15:00～

美濃山出島(農協集荷場) 15:40～

岩田岩ノ前(石田神社御旅所) 16:20～

8月15日(金)

岩田松原(魚清前) 14:10～

八幡山田(しのめ公園) 15:00～

美濃山幸水(幸水集会所) 15:40～

八幡樋ノ口(今井氏宅前) 16:30～

8月20日(水)

男山笹谷(わかたけ保育園) 14:10～

橋本意足(あらかし公園) 15:00～

橋本西山本(橋本橋東側) 15:40～

西山足立(橋本児童センター) 16:20～

8月21日、22日(金)

有都福祉交流センター 14:00～

都々城地区センター 14:40～

八幡長町・北(シンエイ化学内) 15:30～

橋本栗ヶ谷(メロディハイム前) 16:20～

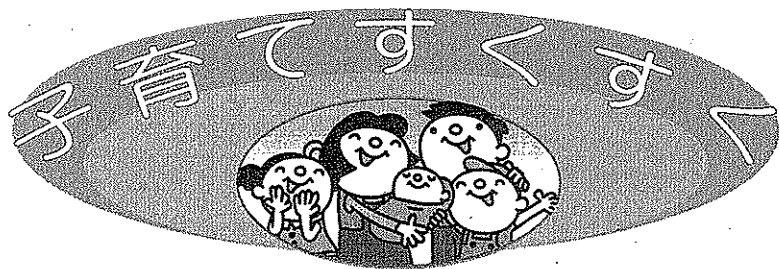
8月26日、27日(水)

南ヶ丘児童センター 14:00～

橋本塩釜(島岡歯科医院前) 14:40～

上津屋浜垣内(御旅所) 15:30～

八幡長町・南(児童遊園) 16:20～



子育て相談

子育てについての悩みごとや困ったことなど、気軽にご相談ください。
※来所相談は事前にお電話ください。

月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～午後4時

【おしゃべりサロン】お母さん同士で気軽におしゃべりや交流をしましょう。

<0歳児>妊婦から0歳児の親子が対象。時間は午前10時～11時15分です。

1日(金)子育て支援センター

19日(火)第二子育て支援センター
<1歳児>おおむね1歳から2歳未満の親子が対象。時間は午前10時～11時30分です。

7日(木)・28日(木)子育て支援センター

<2歳児以上>おおむね2歳から就学前の親子が対象。時間は午前10時～11時30分です。

20日(水)子育て支援センター
<1歳児・2歳児以上>おおむね1歳から就学前の親子が対象。時間は午前10時30分～正午です。

5日(火)・26日(火)第二子育て支援センター

※事前に、開催場所に申し込んでください。

【あそびの広場】おおむね1歳半から就学前までの親子が対象。時間は午前10時～11時30分です。第二子育て支援センターに事前に申し込んでください。今月は「コーナー遊び」です。

○美濃山コミュニティセンター 6日(水)

申し込みは 子育て支援センター あいあいポケットへ
(八幡園内92-1 みその保育園内 ☎983-8747)

申し込みは 第二子育て支援センター そよかせへ
(八幡三反長10 南ヶ丘第二保育園内 ☎981-5009)

●保育園の開放日

南ヶ丘保育園...8日(金)▽園庭開放(プール開放)、22日(金)▽園庭開放(プール開放)

南ヶ丘第二保育園...5日(火)▽プールで遊ぼう、26日(火)▽園庭開放(プール開放)

みその保育園...8日(金)園庭開放、22日(金)色水・どろんこ遊びをしよう

みやこ保育園...18日(月)▽水遊びやプール遊びをしよう

わかたけ保育園...1日(金)園庭開放 八幡保育園...20日(水)プール遊び(雨天中止)

ぶどうの木保育園...1日(金)～26日(火)水遊び・プール遊び(雨天中止)、毎週木曜日園庭開放(雨天中止)

年金を受けていた人が亡くなったら

年金を受ける権利は、年金を受けている人が死亡するとなくなりますが、遺族の人が『死亡届』を提出しなければなりません。また年金は、亡くなった月分まで支払われます。支払われるはずの年金が残っているときは、遺族の人がその分の年金(未支給年金といいますが)を受けることができます。未支給年金を受けられる遺族の人は、亡くなった人の死亡当時、その

は兄弟姉妹で、請求優先順位もこのとおりになります。それぞれの手続きに必要な書類は、次のとおりです。

「未支給年金請求(死亡届)」...①年金証書②死亡者の戸籍謄本または除籍謄本③死亡者の住民票除票④請求者の戸籍謄本⑤請求者の住民票⑥印鑑(認印)⑦請求者の預金通帳⑧生計同一証明(死亡者と請求者の住所が異なる場合)

なお受けていた年金の種類により手続き先、提出書類が異なりますので、必ず事前に問い合わせてください。

国民年金からのお知らせ

問合せ 市民課、京都南社会保険事務所(☎643-2547)

くすのき保育園...26日(火)園庭開放
※時間は午前10時～11時30分(▽は午前10時30分～正午)です。

※申込不要。直接、園にお越しください。

●幼稚園の開放日

八幡幼稚園...20日(水)、27日(水)水遊びをしよう!

八幡第二幼稚園...26日(火)水遊び

をしよう! 八幡第三幼稚園...1日(金)水遊びをしよう!

八幡第四幼稚園...21日(木)いっしょに遊ぼう「水遊び」

橋本幼稚園...26日(火)水遊び

早苗幼稚園...30日(土)▲ ※時間は午前9時30分～11時30分(▲は午前10時～正午)です。

※申込不要。直接、園にお越しください。

<問合せ>

- 南ヶ丘保育園 (☎981-3125)
南ヶ丘第二保育園 (☎982-3330)
みその保育園 (☎981-8101)
みやこ保育園 (☎981-2511)
わかたけ保育園 (☎983-1313)
八幡保育園 (☎981-7491)
ぶどうの木保育園 (☎982-9013)

- くすのき保育園 (☎983-1200)
八幡幼稚園 (☎981-0180)
八幡第二幼稚園 (☎981-6950)
八幡第三幼稚園 (☎982-8566)
八幡第四幼稚園 (☎982-2447)
橋本幼稚園 (☎982-0607)
早苗幼稚園 (☎981-2268)

困った時は ご相談ください

市役所代表番号(☎983-1111)から各課にお問い合わせください。

◆弁護士相談

秘書広報課

【電話予約制先着順、定員(8人)になり次第締切】

京都弁護士会より派遣された弁護士が相談に応じます。時間はいずれも午後1時15分～4時です。

5日(火)<予約は7月29日～>文化センター2階会議室1

19日(火)<予約は12日～>生活情報センター

9月2日(火)<予約は26日～>文化センター2階会議室1

※電話予約を午前9時から、生活情報センター(☎983-8400)で受け付けます。

◆行政相談

秘書広報課

国や府、市などの行政に関する苦情や意見・要望を受け付けます。

15日(金)午前10時～正午・午後1時～4時、文化センター2階会議室1

◆家庭児童相談室

子育て支援課

子どものことで心配なことがあれば一緒に考え、助言をします。

月曜～金曜日(祝日除く)午前10時～午後5時、子育て支援課

◆年金相談

市民課

受給年金額に関することや年金の請求について、社会保険事務所職員が相談に応じます。

26日(火)午後1時30分～4時、文化センター3階会議室3

◆児童虐待の通告について

子育て支援課

月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時

※緊急時は土日祝日、夜間の対応を行います。

※府宇治児童相談所(☎0774-44-3340)でも対応します。

◆消費生活相談

生活情報センター

消費生活全般に関わる相談に、公的資格を持った専門相談員が応じます。

月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午・午後1時～5時、生活情報センター(☎983-8400)

◆ふれあい福祉相談

ふれあい福祉センター

困りごとの内容を問わず、専任相談員が相談に応じます。ふれあい福祉センター(☎983-2000)

【常設相談】

月曜～金曜日 午前9時～午後4時、福祉商工会館内社会福祉協議会

【出張相談】

21日(木)午後1時30分～4時、八寿園

◆人権相談

人権啓発課

人権の侵害や差別、いやがらせなど、人権に関わる相談に人権擁護委員が応じます。時間は午後1時～4時です。

11日(月)・25日(月)文化センター2階会議室1

19日(火)生涯学習センター

◆介護相談

高齢介護課

高齢者の介護やひとり暮らし高齢者の生活不安に関する相談と情報提供を行います。

月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時、地域包括支援センター(高齢介護課内☎983-5471)

※以下の在宅介護支援センターでも相談を受け付けています。

京都八勝館(☎982-3883)、やまばと(☎982-8000)、ひまわり園(☎983-8112)、有智の郷(☎972-1000)

◆女性相談

人権啓発課

恋人や親しいパートナーからの暴力、ストーカー、セクハラなどの女性問題について相談に応じます。

月曜～金曜日(祝日除く)午前10時～午後5時、人権啓発課

◆母子父子家庭相談

子育て支援課

母子・父子家庭の皆さんの相談を受け付け、悩みごとを解決する情報を提供します。

月曜～金曜日(祝日除く)午前10時～午後5時、子育て支援課

▶妊婦健康診査費を一部助成

市は、妊婦健康診査を委託医療機関外(京都府下および枚方市・交野市以外)で受診された人に対し、委託医療機関と同様に健康診査に係る費用の一部を助成することになりました。

対象者 市内在住で、7月1日以降に受診した妊婦

申請に必要な書類 ①妊婦健康診査費助成申請書②妊婦健康診査費助成金請求書③所定の領収書もしくは医療機関が発行した領収書

申請方法 妊婦健康診査を受けた日から1年以内に上記①～③の書類を健康推進課へ郵送または持参ください。※申請に関する用紙は健康推進課にあります。

▶胃がん検診追加募集

実施時期 9月～10月

場所 母子健康センター

対象 40歳以上(平成21年3月31日基準)

定員 150人(先着)

内容 検診車によるX線間接撮影検診

費用 500円(ただし、次に該当する人は無料)

①市民税非課税世帯の人および生活保護世帯の人(申込時にご連絡ください)②65～69歳で後期高齢者医療制度に加入している人(検診当日お持ちください)③70歳以上の人(平成21年3月31日基準。手続きの必要はありません)

申込み 健康推進課備え付けの申込書またはハガキに胃がん検診申し込みと明記のうえ①住所②氏名③生年月日④満年齢⑤電話番号を記入し、8月8日(金)<当日消印有効>までに健康推進課へ郵送または持参ください。9月上旬に検診日時を通知します(定員になり次第締め切ります)。



▶大腸がん検診

満40歳以上(平成21年3月31日基準)の人を対象に大腸がん検診を行います。方法は容器に採便し、便潜血検査をします。

申込み 土日祝日を除く、9月1日(月)～26日(金)の期間に健康推進課または「肺がん・結核検診の実施会場」(右表を参照)で申し込んでください。

検体(便)の受付 金土日祝日を除く、9月4日(木)～9月30日(火)午前8時30分～正午・午後1時～5時に検体(便)を健康推進課へ提出してください。

費用 200円(ただし、次に該当する人は無料)①市民税非課税世帯の人および生活保護世帯の人(申込時に申請)②65歳～69歳で後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人(検体提出時に保険証を持参)③平成21年3月31日時点で満70歳以上の人(免除申請は必要ありません)

検診方法 検査容器に2日分(2本)の便をとり、検体(便)の受付期間中に健康推進課まで持参してください。

▶前立腺がん検診

肝炎ウイルス検診
後期高齢者健康診査
健康診査

申込受付中。前立腺がん検診は55歳以上の男性(費用500円)、肝炎ウイルス検診は40歳以上で過去に一度も受けていない人、健康診査は40歳以上で生活保護受給者等無保険者が対象です(現在、前立腺がんを治療中の人は除きます)。健康推進課備え付けの申込書またはハガキに検診(健診)名を明記のうえ①住所②氏名③生年月日④満年齢⑤電話番号を記入し、健康推進課へ郵送または持参してください。詳細は健康推進課まで。

▶肺がん・結核検診

市は9月に肺がん・結核検診を行います。肺がん検診は40歳以上、結核検診は65歳以上が対象(平成21年3月31日基準)。検診は無料です。お近くの会場までお越しください。なお、会場へは公共交通機関をご利用ください。

日程	受付時間	実施場所
1日(月)	9:30～11:20	母子健康センター東側
	13:30～14:50	和気神社(足立寺史跡公園)北側
	15:20～16:20	柿ヶ谷こまどり児童公園前
3日(水)	9:30～11:20	橋本公民館前バスターミナル
	13:30～14:20	八寿園
	14:50～15:30	南ヶ丘隣保館
	16:00～16:30	都児童センター東側
4日(木)	9:30～11:20	二区公会堂
	13:30～14:50	わかたけ保育園東側
	15:20～16:20	南山小学校校門前
5日(金)	9:30～11:20	男山第二中学校校門前
	13:30～14:50	橋本児童センター前
	15:20～16:30	川口コミュニティセンター
9日(火)	9:30～11:20	生涯学習センター
	13:30～14:00	長町南集会所
	14:40～15:20	都々城地区センター(四季彩館北隣)
	15:50～16:30	有都福祉交流センター
10日(水)	9:30～11:20	男山中央センター郵便局横道路
	13:30～14:10	志水公民館
	14:30～15:20	コミュニティセンター月愛
11日(木)	15:50～16:30	美濃山幸水集会所
	9:30～10:30	美濃山グリーンタウン集会所
	10:50～11:30	美濃山コミュニティセンター
12日(金)	13:30～14:50	大森医院駐車場
	15:30～16:30	山柴公民館
	10:00～10:30	やわた作業所前
	11:00～11:30	西戸津バス停留所
	13:30～14:30	南ヶ丘老人の家
15:00～16:20	母子健康センター東側	

▶マタニティキーホルダーを希望の妊婦さんに
お渡しします

妊娠初期は母子の健康を維持するためのとても大切な時期ですが、外見からは妊娠中であるかどうか見分けが付きにくく妊婦さんにはさまざまな苦勞があります。妊娠中であることをさりげなく周囲に伝えるため市では母子健康手帳発行時、希望者にマタニティキーホルダーをお渡しします。すでに母子健康手帳をお持ちの希望者は健康推進課まで連絡してください。

お知らせ

▶親子の楽しい料理教室

～子供の心と体の健康づくり～

日時 8月28日(木)午前10時～正午

場所 南ヶ丘隣保館

定員 20人程度(先着順)

参加費 500円(親子で1,000円)

献立 トルテローニトマト味、豆腐とほうれん草のじゃこドレッシング、いも煮汁、バナナミルク寒持ち物 エプロン、三角巾、布巾、筆記用具

申込み 8月21日(木)までに電話で健康推進課へ

▶毎月15日は高齢者ふれあい入浴デー

70歳以上の人を対象に毎月15日は「ふれあい入浴デー」として「橋本湯」「八幡温泉(現在休業中)」の市内2カ所の公衆浴場を無料で利用していただけます。利用者は入場の際に申し出てください。

小児救急医療

下記の医療機関では休日・夜間に小児専門医が当直し、小児救急患者を診察します。

曜日	病院名	時間帯
月	宇治徳洲会病院	午後8時～翌日午前8時
火		
水		
木		
金	田辺中央病院	午前8時～翌日午前8時
土		
日	田辺中央病院	午前8時～翌日午前8時
祝		
		午前9時～翌日午前8時

問合せ
宇治徳洲会病院(☎0774-20-1111)
田辺中央病院(☎0774-63-1111)

▶7月から特定健康診査が始まりました

対象は国民健康保険に加入している40～74歳の人、費用は無料です。

生年月日	必要書類の 発送予定	受診期間	発送書類	受診できる 医療機関	医療機関に持 参するもの
昭和29年4月1日生～昭和44年3月31日生	8月末発送	～12月27日	受診券 受診票 説明文	指定医療機関(一覧表を同封します)	・受診券 ・受診票(要記入) ・保険証(八幡市国民健康保険被保険者証)
4月以降、八幡市国民健康保険の資格取得者で、H20年度中に特定健診未受診者	申込必要 随時発送				

休日急診療所

☎983-3001

診療日 日曜日・祝日・年末年始
受付時間 午前11時30分～午後5時30分
(診療時間 正午～午後6時)
場所 八幡園内73-3(市役所北側)
診療科目 内科・小児科、歯科



保健医療福祉

市役所への問い合わせは
☎983-1111 (代)へ

保 健

◆保健コーナーに関する問い合わせは、健康推進課へ(個別に問い合わせがあるものを除く)。

- ◎乳幼児健診や予防接種を受ける前に、あらかじめ質問票や予診票を記入してから会場までお越しください。
- ◎予防接種を受ける前に、冊子「予防接種と子どもの健康」をよくお読みください。
- ◎母子健康手帳を忘れずに持参ください。

乳幼児・児童

◎特に表記があるもの以外、実施場所は母子健康センターです。

▶3カ月児健康診査



生後3カ月児が対象。身体測定、内科診察、栄養士による離乳食・栄養相談、保健師が発達面の観察や育児についての相談に応じます。母子健康手帳と「3カ月児健康診査質問票」を持参ください。

日程 8月4日(月)＝平成20年4月1日～4月20日生が対象
8月25日(月)＝平成20年4月21日～5月10日生が対象
受付時間 午後1時～2時
※次回は9月19日(金)です。

▶1歳6カ月児健康診査

1歳6カ月児が対象(平成19年2月1日～2月20日生)。身体測定、内科・歯科診察、歯ブラシ指導、保健指導、栄養相談と、手作りおやつを試食を行います。歯ブラシを忘れずに持参してください。

日程 8月8日(金)
受付時間 午後1時～2時
※次回は9月2日(火)です。

▶3歳児健康診査

3歳6カ月児が対象(平成17年2月生)。身体測定、検尿、視力検査、内科・歯科診察と発達面の相談を行います。幼児期最後の総合的な健康診査ですので、お子さんのふだんの様子、体の具合を知っている人と一緒にお越しください。

日程 8月19日(火)、20日(水)
受付時間 午後1時～2時
※次回は9月16日(火)、17日(水)です。

▶育児健康相談

およそ生後10カ月児が対象。身体測定、保育士によるふれあい遊びのほか、保健師が育児についての相談に応じます。生後10カ月児以外にも身体測定や育児相談を行っています。今月は平成19年9月生が10カ月児対象となります。

日程・場所
8月1日(金)有都福祉交流センター
8月4日(月)美濃山コミセン
8月5日(火)橋本公民館
8月6日(水)男山公民館
8月7日(木)男山公民館
8月8日(金)南ヶ丘隣保館
8月11日(月)母子健康センター

9月1日(月)美濃山コミセン
9月2日(火)橋本公民館
9月3日(水)男山公民館
9月4日(木)男山公民館
受付時間 午前9時30分～10時30分
※男山公民館には公共交通機関でお越しください。

予 防 接 種

◎特に表記があるもの以外、実施場所は母子健康センターです。

▶BCG

生後6カ月未満の乳児が対象。直接BCG接種を行います。毎月1回実施します。

BCGは早期接種が大切です。他の予防接種よりも優先して接種してください。

日程 8月21日(木)
受付時間 午後1時20分～2時20分
※次回は9月10日(水)です。
※生後6カ月～1歳未満のお子さんで、医学的判断にて接種できなかった場合は健康推進課へ早めに相談してください。

▶日本脳炎

現在、日本脳炎予防接種については、予防接種法に基づき実施していますが、厚生労働省の通知により、平成17年5月30日付けで積極的な勧奨を差し控えています。新しいワクチンでの接種は現在のところ未定です。

※蚊が多い地域へ渡航するなどの理由で接種を希望する場合は健康推進課へ相談してください。

▶麻しん風しん混合(MR)

平成20年4月より対象者が拡大されました。

2012年の麻しん排除を目標に2007年8月、厚生労働省において、わが国における「麻しん排除計画」が策定されました。そこで、麻しん排除に向けた取り組みとして、2008年4月1日から5年間の期限付きで、麻しんと風しんの定期予防接種対象者が拡大されました。

【1期】生後12カ月～生後24カ月未満に1回接種

【2期】5歳以上7歳未満で小学校就学前1年間(平成14年4月2日生～平成15年4月1日生)に1回接種

【3期】おおむね中学1年生(平成7年4月2日生～平成8年4月1日生)に1回接種

【4期】おおむね高校3年生(平成2年4月2日生～平成3年4月1日生)に1回接種

接種方法 対象者には、予診票を送ります。「予診票」を市内指定医療機関に持参して接種を受けてください。

<1期対象の平成19年8月生の人>9月初めに「予診票」を郵送します。

◆2・3・4期の「予診票」はすでに郵送しています。転入等で予診票を持っていない人は健康推進課に連絡してください。予診票を郵送します。※麻しんまたは風しんにかかった場合も、単独ワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチンで接種ができるようになりました。かかりつけ医に相談してください。

▶三種混合、二種混合

○三種混合
対 象 生後3カ月から7歳6カ月未満

1期初回＝20日から56日(3～8週)の間隔をあけて3回接種

1期追加＝1期初回接種(3回)終了後、12カ月～18カ月までに1回接種
接種方法 「予診票」を市内指定医療機関(かかりつけ医)に持参して接種を受けてください。

<平成20年7月生>9月初めに「予診票」を郵送します。転入等で予診票を持っていない人は健康推進課に連絡してください。予診票を郵送します。

※百日せきにかかった場合も、二種混合(ジフテリア・破傷風)または三種混合で接種ができるようになりました。かかりつけ医の先生にご相談ください。

○二種混合
対 象 11歳以上13歳未満に1回接種

接種方法 「予診票」を市内指定医療機関(かかりつけ医)に持参して接種を受けてください。
※接種時には保護者が必ずお連れください。

<平成9年8月生>9月初めに「予診票」を郵送します。

高齢者・成人

▶8月の各種健康相談の開設日

▼窓口ハビリ相談
21日(水) 母子健康センター
40歳以上が対象。作業療法士が運動や福祉用具などの相談に応じます。
▼巡回健康相談
21日(水) 母子健康センター
40歳以上が対象。保健師が健康に関する相談に応じます。
▼高齢者健康相談
6日(水) 都老人の家
21日(水) 南ヶ丘老人の家
28日(水) 八寿園
65歳以上が対象。血圧測定と検尿の後、保健師が健康相談に応じます。

※時間はいずれも午前9時30分～11時。都老人の家のみ午後1時30分～2時30分。
※窓口ハビリ相談は事前に健康推進課へ予約してください。

▶乳がん検診

申し込みは8月15日まで

実施時期 10月～11月(予定)

場 所 母子健康センター

対 象 視触診のみは30歳以上、マンモグラフィ併用検診は40歳以上の女性(平成21年3月31日基準)

※昨年、マンモグラフィを受けた人は、今年乳がん検診は受けられません(視触診のみも含む)。

定 員 視触診のみ:150人

マンモグラフィ併用:40～49歳(2方向撮影)180人、50歳以上(1方向撮影)500人※いずれも定員になり次第締め切ります。

内 容 医師による視触診、マンモグラフィ(乳房X線撮影)

費 用 視触診は無料。マンモグラフィ2方向600円、1方向400円(ただし、次に該当する人は無料)

①市民税非課税世帯の人および生活保護世帯の人(申込時にご連絡ください)

②65歳～69歳で後期高齢者医療制度に加入している人(後期高齢者医療被保険者証を検診当日お持ちください)

③70歳以上の人(平成21年3月31日基準。申込時、手続きの必要はありません)

申込み 健康推進課備え付けの申込書またはハガキに乳がん検診申し込みと明記のうえ①住所②氏名③生年月日④満年齢⑤電話番号⑥希望検診名(視触診のみ・マンモグラフィ併用)を記入し、8月15日(金)<当日消印有効>までに健康推進課へ郵送または持参してください。9月下旬に検診日時を通知します。

市消防団が 府大会で特別賞を受賞

迅速・的確な放水



迅速かつ正確な消火活動に向け訓練に励む消防団員(7月13日、旧東小グラウンド)

市消防団が7月27日、府消防操法大会の小型ポンプ操法で、特別賞を受賞しました。同操法は、4人編成のチームが約70分先に設けられた「火点」という目標物に向かって、3本のホースをつないで迅速・的確に放水をするもので、その時間や正確さを競います。

地域の安全に向け結束固く

今年(2008年)の大会には、第3分団(岩田地区)が代表になり、4月から週2回訓練をしてきました。競技で指揮者を務める山本成利さんは、大会前の訓練で「訓練を重ねて結束が固くなった。さらに細部の調整をして大会に臨みたい。また、この訓練を災害で生かせるよう意識をもって取り組みたい」と力強く語っていました。市消防団副団長の松田孝夫さん(52)は「元気を出してスピードアップを図ろう。ホースを真っすぐにするのが正確な放水につながる」と訓練を指導していました。

植栽から36年 ニョキニョキ8メートル リュウゼツランが開花

男山香呂の男山団地で、南米原産の植物・リュウゼツランが7月18日ごろから花を咲かせ始めました。

メキシコではテキーラというお酒を造るのに使われる種類もあるリュウゼツランは、葉っぱを竜の舌にたとえたのが名前の由来で、高さが10メートル以上になるもの

もあります。芽生えてから開花までに数十年かかるといわれていて、日本では植物園などで多く見られます。

この植物を植えた同団地に住む藤原靖夫さん(75)の妻、喜久子さん(74)は「5月の初めに花茎が出てきたので観察していたらニョキニョキ伸びて、2カ月で8メートルくらいになった」と驚いています。それもそのはず、昭和47年の男山団地完成で入居した際に、父親からもらった鉢植えの種類も知らずに裏庭に植栽。以来36年間は地面からアロエのような葉っぱが出ていただけで、花も咲いたことがなく世話もしていなかったからです。

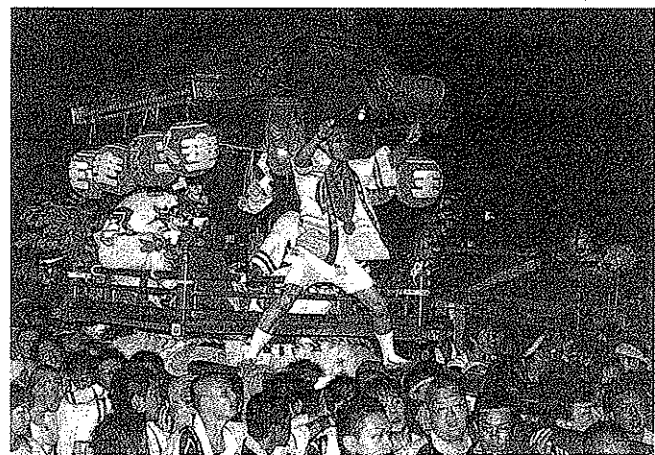
府立植物園によると「昔は植物園などの温室にしかなかったが、最近は所々で咲くという話を聞く。温暖化も一因？」との話でした。

数十年に一度咲くといわれるリュウゼツランの開花(7月25日、男山香呂)



まちの話題

このページでは、市民皆さんの活躍やまちの話題などを紹介しています。身近な話題や、広報紙についての意見を、秘書広報課 広報広聴係(☎080-3-1111)までお寄せください。



威勢の良い掛け声と太鼓の音を響かせ大きく揺さぶられる屋形みこし(7月18日、高良神社前)

迫力のみこしに大歓声

「太鼓まつり」多くの市民を魅了

八幡の夏の風物詩「太鼓まつり」が7月18日夜、高良神社前に各地区の屋形みこしが集結して宮入りが行われました。宮入りに向け、それぞれの地域を屋形みこしが練り歩き、威勢の良い「よっさー、よっさー」の掛け声と太鼓の音が町なかに響き渡ると、沿道には子どもから大人まで地域住民らが集まり、歓声をあげていました。

まつりがクライマックスを迎えた宮入りは、すっかり日も暮れていました。提灯に照らされた屋形みこしが、法被姿の担ぎ手らによって大きく揺さぶられ、夜空にゆらゆら舞うように浮かびながら境内を勇壮に何度も往復すると、住民や訪れた観客からは拍手が沸き起こっていました。太鼓まつりは石清水八幡宮の摂社・高良神社の例祭で、今から約200年前(寛政年間)に疫病退散や豊作を祈願して同神社に提灯をつけたのが始まりとされ、約180年前(文政年間)から屋形みこしを組み、太鼓を打ち鳴らしながら練り歩く姿に変わったといわれています。

ソフトボールチーム「ゆう八幡」 9年連続全国大会に出場

女子ソフトボールチーム「ゆう八幡」が9月に茨城県で開催される「第13回全日本レディースソフトボール大会」に、9年連続で京都府代表として出場します。

ゆう八幡は平成5年に市内の主婦などで結成、現在は学生、社会人、主婦など19～58歳までの24人で構成するチームです。主力には実業団の経験者もいて、投手を中心に高い守備力を誇る強豪です。

6月の府予選会では投打がかみ合い勝ち進み、決勝も8-1の快勝でした。チームを率いる田村吉一監督は「練習で、チャン

スを得点につなげるミートバッティングに取り組んだ結果が功を奏した。全国大会までにさらに磨きをかけて、守備でもきっちり連携プレーができるよう練習を積んで臨みたい」と意気込みを語りました。また、主将の南茂照美さんは、昨年1回戦で、まさかの逆転負けを喫したことに触れ、「悔しさをバネに一人ひとりがやるべきことを考えて練習に励んできた。チーム一丸となって全国制覇を目指します」と9年連続出場のチームらしい自信をのぞかせていました。



仲間が良くチームバランスのいい「ゆう八幡」。市長(前列中央)の激励に笑顔がこぼれる(7月5日、男山レクリエーションセンター)

ゆう八幡 祝 全国大会9年連続出場